

普遍的な「子どもの権利」と「特別なケアの権利」を 重層的・総合的に保障する制度と実践を

白石 正久

しらいし まさひさ
麗谷大学社会学部、本誌編集委員

2006年10月に本格施行された障害者自立支援法は、乳幼児期の障害のある子どもと保護者に対しても、施設利用料、医療費、補装具に多額の「応益負担」を課し、施設には「報酬」の日額制への移行による減収を強いるものであった。それから3年が経過し、法に定められた見直しのための「障害児支援の見直しに関する検討会」が設置され、その基本方針は「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」等として国会で審議されることになっていたが、衆議院の解散、総選挙、政権の交代という経過のなかで廃案となり、新政権の厚生労働大臣による自立支援法の「廃止声明」に至っている。

しかし、この3年間の混乱は、法の廃止によって幕引きが可能になるような単純なものではない。なぜなら、そこには自立支援法以前から存在し、幾重にも重なる制度上の問題、矛盾が、一気に顕在化する様相を呈したからだ。

障害のある子どもは、子どもとしての権利を保障されるべき存在でありながら、自立支援法によって、子どもの権利の枠の外に移されてしまった。しかも、子どもの権利の保障そのものが、子どもの貧困が拡大し、保育所の自治体実施義務の廃止、施設最低基準の切り捨て等が企図される状況下で、脆弱なものでしかなかったことを露呈しつつある。

自立支援法以前から障害乳幼児施策は、都道府県等の通園施設の設置義務を実効化せず、母子保健・障害児保育にかかわる施策の補助金を一般財源化するなど、国としてのナショナルミ

ニマムを放棄し、大きな地域格差を生んできた。

児童デイサービス、通園施設等での実践は、その運営費、施設最低基準の不十分さを原因として、毎日通園の保障すらままならないものであった。子どもらしい日課、活動、集団というきめ細かな指導のなかで、たっぷりの時間と豊かな人間関係において育まれるべき発達が、貧困な条件のなかで切り縮められていないか。また、このような条件を根本から改めていこうとしないで、時間単価のサービスとして療育を提供しようとする実践もないわけではない。そして、自立支援法の利用契約制度は、療育の対価としての利用料を払って、サービスの提供を受けるというシステムを持ち込んだ。

実践においては、子どもらしい生活、要求を大切にできる普遍的な内容・方法が基盤として保障できて、その舞台の上で、障害という特殊なニーズに応じる方法が工夫されていくものだ。それは権利においても、子どもとしての普遍的な権利があまねく保障されて、保障のためにこそ、障害があることから必要とされる特別なケアの権利の保障が積み重ねられなければならない。このような普遍と特殊を総合していくシステムによってこそ、一人ひとりの子どもとその家族のための制度構築が可能になるであろうし、その総合を意識してこそ、すべての子どもの権利を守るための国民の共同は前進する。

本特集は、そのための制度、地域システムづくり、実践を振り返り、新たな時代を目指す意欲ある問題提起であると確信する。